平成２４年（フ）第７１９号
千葉市中央区浜野町397番地10
債務者　杉村　勝治
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２０号
千葉市中央区浜野町397番地10
債務者　杉村由美子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７３９号
千葉県船橋市丸山５丁目31番15号　メゾンあざみ202号
債務者　坂本　隆二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
岐阜県多治見市池田町２丁目123番地　ハイツ池田201
債務者　柴田　和代
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１１０５号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘４棟908号
債務者　岡崎　光俊
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２３１号
名古屋市緑区六田２丁目36番地
債務者　犬飼ノリ子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
三重県松阪市東町611番地１　ＨＯＰＥ108
債務者　桑原　龍矢
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３８号
三重県松阪市豊原町922番地９　東海借家は号室
債務者　村林　達男
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３９号
三重県松阪市豊原町922番地９　東海借家は号室
債務者　村林　君代
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２９５号
京都府京田辺市興戸地蔵谷97番地９
債務者　山中　安久
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３５号
京都市伏見区醍醐構口町28番地１　ルネス・ピース醍醐312号
債務者　江住　昌代
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１０号
京都府八幡市男山香呂１　男山団地第Ａ23号棟第501号室、住民票上の住所京都府八幡市男山金振26番地５　セジュール男山109号
債務者　辻井　厚也
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２６号
京都府宇治市伊勢田町北山49番地の22　ハウス21・101号
債務者　榮　　健作
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９４号
京都市西京区桂坤町12番地２　コーポ藤岡105
債務者　今西　好美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
堺市南区宮山台４丁３番23―401号、前住所三重県伊賀市東高倉2378番地の32
債務者　須川　紀生
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２６号
堺市北区東浅香山町１丁259番地、前住所堺市北区奥本町１丁83番地７
債務者　角谷　行雄
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
大阪府高石市西取石７丁目13番５―508号
債務者　谷口　久雄
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係